

令和7年度職員団体との交渉結果  
(給与確定交渉 (県職員労働組合))

1 交渉団体

県職員労働組合

2 出席者

[当局] 総務部長、職員局長、人事課長、職員課長  
病院局長、病院局管理課長 他 (15名)

[職員団体] 県職員労働組合委員長、副委員長、書記長  
県立病院労働組合委員長 他 (49名)

3 交渉日時及び場所

令和7年11月25日(火) 13:30~21:30 ひょうご共済会館ツツジ

4 内容

令和7年度給与改定について、当局から再検討結果を説明し協議を行った後、合意に至った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

項目	改定(案)
通勤手当 (自動車等使用者に対する手当)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行の4km刻みの距離区分を維持する。</li><li>・ 66,400円を支給上限として、各区分で国に準じた引上げ改定を行う。</li><li>・ 距離区分の上限は98km以上とする。</li><li>・ 改定の実施時期はR8.4.1とする。</li></ul>
通勤手当 (駐車場等の利用に対する手当)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支給額を引き上げる。</li><li>・ 月額の利用料金の1/2に相当する額を加算して支給することとしている現行の1/2上限を撤廃する。</li><li>・ 支給要件について、現行は、交通機関及び交通用具を乗り継ぐ、「パークアンドライド」で通勤している職員のみを手当の支給対象としているところであるが、国の改定を踏まえ、乗り継ぎ要件を廃止し、直接、職場に交通用具を使用して通勤する者のうち、駐車場等を利用して料金を負担している職員については、手当の支給対象とする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改定を実施しない。</li></ul>

(2) 協議

項目	職員団体主張	当局回答
<p>通勤手当 (自動車等使用者に対する手当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車通勤者に対する通勤手当について、4km刻みの距離区分は維持された。これにより、全職員について現行以上の支給額とはなったものの、距離区分の上限が98km以上とされたため、現行の98～110km以上までの距離区分は削減された形となる。 本県のこれまでの経過を踏まえ、98～110km以上までの距離区分を維持したうえで、国の支給上限額を上回る改定を実施することはできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>110km以上までの距離区分を維持した場合、国の支給上限額を上回ることとなる。 今回、国がガソリン価格の高騰や民間の支給状況を踏まえて100km以上の支給額を上限としたこと及び他府県においても、今回の改定で国を上回る支給額に改定する団体は少数であることを踏まえると、均衡の原則の観点から、対応は困難である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定の適用時期については令和8年4月とされた。国は、既存の距離区分は今年4月に遡及し、新設する60キロ以上を来年4月実施としている。本県は、国が新設する60kmを上回る区分も既にあることから、全ての改定を令和7年4月に遡及して実施することはできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の今回の改定は、支給額だけではなく、距離区分の上限の変更が伴う制度改正であることから、適用時期を令和8年4月とすることが適切であると考えている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度改正であるため令和8年4月の実施になるとのことだが、物価上昇に苦しむ組合員のためにも何とか遡及することはできないか。</li> <li>上限の距離区分が削除されたことは不満が残るが、これまでの労使交渉の経緯等、本県の実情を踏まえて4km刻みの距離区分を維持したうえで、国の支給額引き上げを反映し、全距離区分で現行以上の支給額となることは、職員の負担軽減となる対応として、受け止める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初、我々は、国が長距離通勤者向けの距離区分を創設したことを踏まえ、均衡の原則と対外説明の観点から、国通りの距離区分及び支給額とすることを成案としてお示ししたところである。 しかし、前回までの交渉における皆さん方からの強い思い等を踏まえて、本県独自の4km刻みの距離区分を維持したうえで、国の改定に準じて支給額も引き上げたところである。 上限額は国に準じているが、本県は4km刻みを維持したため、それぞれの距離区分で見ると、国の支給額を下回る区分はなく、10以上の区分で国を上回る支給額となっている。</li> </ul>

項目	職員団体主張	当局回答
		<p>そのうえで、本県の今回の改定は、支給額だけではなく、距離区分の上限の変更が伴う制度改正であることから、遡及せず、適用時期を令和8年4月とすることが適切であると考えている。本日お示しした成案は、皆さん方のご意見と本県の実情を踏まえ、当局として検討を重ね、最大限努力して得られた内容である。ご理解いただきたい。</p>
<p>通勤手当 (駐車場等利用者に対する手当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パークアンドライドについて、1/2 上限を撤廃し支給額の引上げを示されたことは前回の交渉と比べると一定の前進回答であると受け止めるが、国はバイクについても支給額を 5,000 円としており、その点は国を下回る支給額となっていると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の現行の支給上限額は、令和元年の人事委員会勧告を踏まえて、職員の駐車場等の平均利用料金を基に設定しており、今回、支給上限額を改定するにあたっては、国の支給上限額だけでなく、本県の制度導入当時の支給上限額の設定経緯を考慮する必要があると考えている。</li> <li>そのため、自動車については、職員の平均利用料金は 6,000 円であるものの、国が支給上限額を 5,000 円としたことを踏まえ 5,000 円、バイクについては、職員の平均利用料金を踏まえ 3,000 円、自転車については、国は支給対象外であるものの、職員の平均利用料金及び本県が従前から自転車を支給対象としていたことを踏まえて 2,000 円と設定したところである。</li> <li>国が支給対象外としている自転車やコインパーキングを引き続き支給対象としていることを踏まえると、必ずしも国を下回る制度ではないと考えているため、ご理解をいただきたい。</li> </ul>

項目	職員団体主張	当局回答
	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認であるが、自動車と自転車を乗り継いで出勤する職員はそれぞれ5,000円と2,000円の合計7,000円が支給されるということで間違いないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その認識で結構である。 国はパークアンドライドで通勤し、2つ以上の駐車場等を利用する場合でも、上限を合計5,000円とすることとしているが、従前の本県の手当は乗り継ぎを前提とする手当であり、それぞれの通勤手段の区分ごとに手当を加算して支給していたことを踏まえ、2つ以上の駐車場等を利用する場合は合計1万円まで手当を支給することとする。この点においても、本県の実情を踏まえ、国を上回る制度となると考えている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件が拡充されるとのことであるが、自動車で直接職場に通勤している職員が職場近辺の駐車場を自身で借りた場合は支給対象とすることで間違いないか。</li> <li>本県の実情を踏まえた改定となることは一定理解した。ただ、支給上限額はあくまで平均利用料金を基にしたものであり、特に自動車については淡路支部で駐車場代が7,000円以上かかるという意見もあったように、自己負担を強いられる職員が一定発生することになる。我々は駐車場の全額実費支給をこれからも求めていくことを申し上げておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>もしそのような職員がいる場合は、手当の支給対象となる。 ただし、直接、所属に自動車等による通勤を認めている職員の駐車場については、庁舎管理上の問題として各所属で用意するべきであるという考え方に変わりはなく、通勤に係る自動車等の使用基準が緩和されるということもない。そのため、知事部局においては、今回の支給要件の改正によって、直接、所属に自動車等による通勤を認めている職員で新たに手当の支給対象となる者は基本的に生じないと考えている。</li> </ul>
中高年齢層職員の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回の交渉でも出席者から「モチベーションが上がらない」という声があがったように、我々の求めているのは、県としての独自対応である。 改めて伺うが、行政職4級の号給延長、55歳昇給停止廃止、再任用職員の一時金支給月数引上げ、60歳超の給与7割水準廃止など、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任用職員も含めた中高年齢層職員の士気確保については、私どもとしても大変重要であると認識している。 そのため、中高年齢層職員の処遇について改善できることは改善したいと考えており、何かできることはないか検討したところであるが、本年の改定により中高年齢層職員は昨年を上回る大幅な引上げとなっていると</li> </ul>

項目	職員団体主張	当局回答
	<p>何か改善はできることはないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高齢層職員は採用以降、マイナス勧告や行革の痛みを受けながらも、県政の現場を支え続けた世代であり、発生から30年を迎える阪神淡路大震災に対応した世代も含まれている。私たちは、春闘期、また、勧告後にも、多岐にわたる追加要求を行っており、5日には支部意見として中高齢層職員の処遇改善を含めた現場の切実な声を伝え、この間の交渉でも対応を求めてきた。そういった中高齢層職員に寄り添った姿勢を示すためにも、中高齢層職員の思いに報いることについて、何か検討はできないのか。</li> </ul>	<p>ころであり、現時点において、勧告を上回るこれ以上の対応は困難である。</p> <p>今後の国・他府県における情勢変化や本県人事委員会からの勧告・報告を踏まえ、改善できるものは改善していきたいと考えている。</p> <p>そのうえで、今期はこれ以上の改善は困難であることをご理解いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 皆さん方のそういった思いも踏まえたうえで、上層部とも協議を重ねた上での最終回答である。</li> </ul> <p>30年前の震災から復興を支え、苦しい行革期間を必死の思いで耐えながら職務に精励いただき、今の県政の礎を築いてきた中高齢層職員の士気確保は非常に重要であると考えている。</p> <p>何かできることはないか検討を重ねたところであるが、現時点においてこれ以上の対応は困難である。</p> <p>今後の国・他府県の動向や諸情勢の変化、本県人事委員会の勧告及び報告を踏まえながら、今後改善できるものがないか引き続き研究し、改善できるものは改善していきたいと考えている。どうかご理解いただきたい。</p>
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 示された回答について了解する。</li> </ul>	